

2025年度 学校法人常翔学園 監事監査計画

学校法人常翔学園

監事 石橋 靖弘

監事 大島 一能

監事 河井 康人

監事 増田 廣見

1 監査の基本方針

学校法人常翔学園の監事監査規定に基づき、学園の健全な発展および効率的な運営に資することを目的とし、学園の業務もしくは財産の状況または理事の職務執行の状況について、内部監査室および会計監査人と連携して監査を行う。

2 監査内容

(1) 業務監査

監事は、監事監査規定に基づき、学園の業務および理事の職務執行が法令および寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうか、主に次の項目について検証する。

①理事会により定められる事業内容が、建学の精神・教育の理念および社会の要請に沿い、また、学園の明確なビジョン・将来計画等に基づいた経営方針・社会的存在理由に則しているか。

②学園業務および理事の職務執行が経営方針に準拠し、かつ、適正に行われているか。

③自己点検・評価および第三者評価をもとに、教育研究活動が経営方針に沿って行われ、かつ、情報開示が推進されているか。

(2) 会計監査

監事は、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、経理関係規定に基づき、執行されているどうかを検証する。会計監査では、会計に関する帳簿、書類等の閲覧および各業務執行責任者へのヒアリングを実施するとともに、財産の管理状況について、必要に応じて実地調査を行う。なお加えて、決算監査では、会計監査人からの監査結果の妥当性を判断することにより行うものとする。

3 監査の方法

- (1) 理事会・評議員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見等を述べる。
- (2) 理事長、学校長、常務理事および各業務執行責任者と適宜面談を行い、運営方針等を確認し意見交換を行う。
- (3) 重要な文書および会議議事録等を閲覧するとともに、監査対象部署に対し、予備調査の実施および業務担当者と適宜面談を行う。
- (4) 監査の実施にあたっては、内部監査室および会計監査人との意見交換会を定期的に行い、有効かつ効率的に連携を図るものとする。

4 実施時期

2025年度を通して期中監査を行うほか、当該会計年度終了後3か月以内に期末監査を行い、監査報告書を提出する。

以上